平成２２年（フ）第３７１３号
大阪市鶴見区諸口５丁目浜13番39号
破産者　新生衣料株式会社
1　決定年月日　平成22年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０５６号
大阪市北区浪花町13番38号
破産者　株式会社アルフォード
1　決定年月日　平成22年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４２９号
大阪府八尾市太田７丁目27番地
破産者　株式会社三共製版
1　決定年月日　平成22年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６６９号
大阪市中央区北久宝寺町２丁目５番14号久三ビル
破産者　有限会社アド・フォー・エスト（登記上の表示有限会社アド・フォー・エスト）
1　決定年月日　平成22年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８１６号
大阪市西区南堀江４丁目30番21号
破産者　ＲＩＳＥ株式会社
1　決定年月日　平成22年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８７号
大阪府河内長野市木戸３丁目29番16号
破産者　株式会社ナック
1　決定年月日　平成22年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２０７２号
広島市西区己斐本町３丁目13番17号
破産者　株式会社テムプログラフィックリサーチ
1　決定年月日　平成22年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８５号
広島市中区東白島町12―４グリーンハイム白島302号、商業登記簿上の本店所在地広島市中区東白島町12番９号
破産者　株式会社あどばいす
1　決定年月日　平成22年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３００号
福岡県小郡市三国が丘５丁目24番地
破産者　有限会社パーキーハウス
1　決定年月日　平成22年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１７６号
福岡県遠賀郡芦屋町江川台２番５号
破産者　有限会社砂田組
1　決定年月日　平成22年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４７９号
岩手県花巻市狼沢第６地割140番地
破産者　有限会社城守水産
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２２５８号
東京都渋谷区神宮前５丁目９番25号
破産者　株式会社スタイルカンパニー
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２５９号
東京都渋谷区神宮前５丁目９番25号
破産者　株式会社ハワイコネクション
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２６１号
東京都文京区小石川３丁目24―３―223、開始決定時の住所東京都渋谷区代々木５丁目９―４―201
破産者　友廣　伸爾
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０７５７号
東京都港区南麻布１丁目３―12―202
破産者　萩原麻由子
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２６９３号
東京都千代田区平河町２丁目13番１号
破産者　株式会社海外ぐらし
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６３８号
東京都立川市西砂町４丁目45番地の９
破産者　加藤　　尚
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１１１号
東京都国立市北３丁目12番の４
破産者　清野　良道
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３６３号
静岡県浜松市西区大平台４丁目23番７号
破産者　有限会社アーク
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１３６２号
北九州市小倉北区篠崎２丁目３番10号
破産者　株式会社森組
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９０９号
福岡県中間市朝霧４丁目20番７号、商業登記簿上の住所福岡県中間市大字中底井野1164番地の18
破産者　有限会社ジェイエムハウス
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部